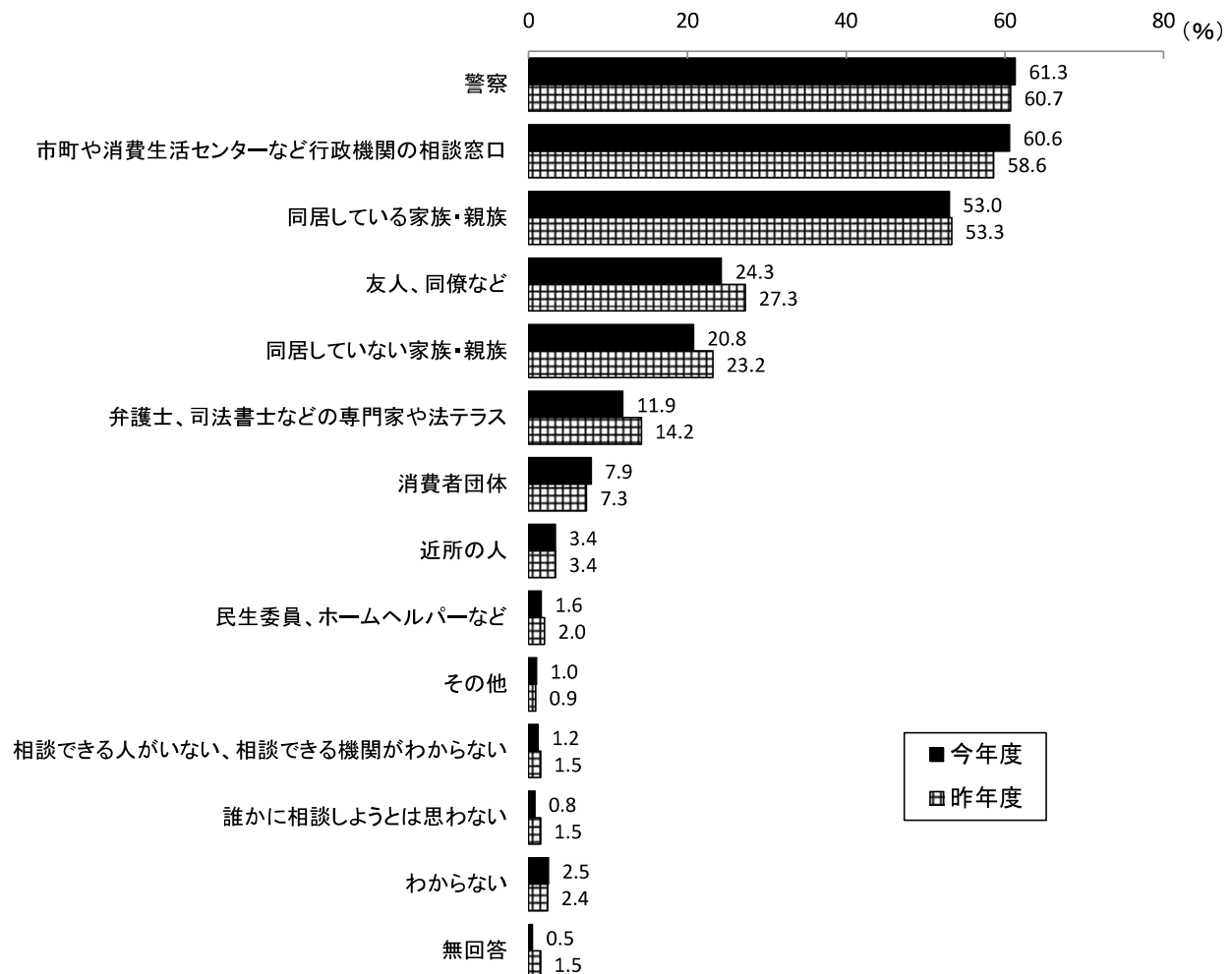


7. 消費生活に関することについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手

Q7 あなたは、強引な勧誘や詐欺的な勧誘を受けた場合や、そのような勧誘により契約をしてしまった場合、誰に相談しようと思いますか。(〇はいくつでも)



被害を受けた時の相談相手について、「警察」が 61.3%と最も高く、次いで「市町や消費生活センターなど行政機関の相談窓口」が 60.6%、「同居している家族・親族」が 53.0%の順となっている。昨年度と比較すると、「市町や消費生活センターなど行政機関の相談窓口」は 2.0 ポイント上昇し、「友人、同僚など」は 3.0 ポイント、「同居していない家族・親族」は 2.4 ポイントそれぞれ低下している。